


法曹養成制度検討会議取りまとめ〈概要〉

H25.6.26

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

- 新たな検討体制 : 有識者会議・分野別分科会の設置
 活動領域拡大に向けた具体的取組の実践・実行

第2 今後の法曹人口の在り方

- 3,000人の数値目標の撤回
- 新たな検討体制 : あるべき法曹人口の検討及び提言
 : 現状に基づく法曹人口調査の実施

第3 法曹養成制度の在り方

● プロセスとしての法曹養成

- プロセスとしての法曹養成を維持

● 司法修習生に対する経済的支援

- 実務修習地への移転料の支給
- 集合修習期間中, 通所圏内に住居がない希望者全員の入寮実施
- 修習専念義務を前提とする兼業許可の運用の緩和
 (司法修習の検討の中で, 必要があれば更なる検討)

● 法科大学院

- 公的支援の見直しの強化
- 一定期間内に改善されない法科大学院に対する法的措置
- 共通到達度確認試験の導入
- 新たな検討体制 : 法的措置の具体的制度設計
 : 共通到達度確認試験の制度設計
 - ・ 既修者も含めたものとして整備
 - ・ 試験結果に応じて司法試験の短答式試験免除を想定

● 司法試験

- 受験回数制限を5年5回に緩和
- 短答式試験を憲法・民法・刑法のみに限定
- 新たな検討体制 : 試験科目の更なる削減
 : 予備試験の在り方について検討

● 司法修習

- 最高裁判所 : 運用面の更なる充実方策の検討・実施
- 新たな検討体制 : 制度面の更なる充実方策の検討・実施

第4 新たな検討体制

- 各省庁等を統括してリーダーシップを取ることのできる強力な体制を構築
- 法曹有資格者の活動領域に関する有識者会議及び各分野別協議会の設置
- 学識経験者, 法曹三者等で構成する有識者会議の設置